

次世代育成支援対策推進法への取組みについて

次世代育成支援対策推進法が施行されました。少子化が急速に進行する社会において、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることが目的です。

QUICK 電子サービスは、この法律の趣旨に則り、社員のより働きやすい環境を整備し、子育て中の社員が仕事と育児を両立させ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるように努めます。

また、若年者に対するインターンシップ等の就業体験の機会を提供し、安定就労・自立した生活のサポートに努めます。

ここに、QUICK 電子サービスの「一般事業主行動計画」を掲示します。

「一般事業主行動計画」

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（4 年間）
2. 目 標 1 「社員の働きやすさ」の向上のための施策を実施する。
目 標 2 学生の就職支援を実施し、若年者の安定就労・自立に寄与する。

<対策>

目 標 1

- ①各職場の実情を踏まえつつ、社員の要望等を定期的に調査し、対応を検討する。
- ②有給休暇の取得促進に向けて、計画年休の取得方法の改善等を検討し、実行する。
- ③平成 22 年 6 月 30 日付改定の「育児休業規程」「介護休業規程」の周知と制度利用者のサポート。
- ④すでに運用されているノー残業デーの取組み状況、代休・振替休日の利用状況を確認し、実行の徹底を図る。

目 標 2

- ①インターンシップ制度（数日間の実務体験）の検討と導入。

以上